

### 高額収入者の個人所得税管理強化について

去る5月31日に、国家税務総局より「高額収入者の個人所得税徴収管理強化に関する通知」(国税発[2010]54号)が交付されました。当通知は、高額収入者の個人所得税徴収管理の強化に関して上級部門が下級税務機関へ通知したもので、「経済の急速な発展により、個人の収入格差が拡大し矛盾が顕著になっており、税の収入分配における調整機能を十分に発揮するために、高額収入者の個人所得税管理を強化する」として、税制を通じて所得格差の是正を図ろうとしています。

その他にも、当通知より今後の税務行政に関して税務当局の意向がいくつか読み取れます。

- ① 下級税務機関に対し、個人所得税の徴収管理強化に関する取り組みについて、まじめに、適切に実施することを求めており、法令規定に従った税務行政の安定的な執行を目指している。
- ② 関係諸機関と税務当局間の連携や、国家税務局と地方税務局間の連携を強化し情報収集力を高め、さらに、取得したデータを効果的に活用するため、科学的に評価指標を設定し、高額収入者の納税評価システムを確立するなど、効率的かつ効果的な徴収管理を目指している。
- ③ 徴収管理の強化と同時に、税務当局側の納税サービスを向上し、納税者の合法的権益の保護に努め、納税者の自発的な、法令規定に則った適切な、誠実な納税が行える良好な納税環境の形成を目指している。

当通知の内容で、中国国内において所得を得る外国人や、個人に報酬の支払いを行う外商投資企業に、特に関係すると思われる事項は以下の通りです。

#### 1. 年間所得12万元以上の納税者の自主申告の促進

年間所得12万元以上の納税者の自主納税申告管理について、工商局、不動産管理、人力資源、社会保障、証券機構等の部門と協力して情報共有を行い、自主納税申告をさらに促進する。

#### 2. 高額収入者の主要所得項目の徴収管理を強化

##### (1) 株式や持分譲渡の譲渡所得徴収管理強化

証券機構や工商行政管理部門との関係を強化し、上場企業の株主構成状況や持分譲渡の情報を取得し、株式や持分の譲渡所得の徴収管理を強化する。

##### (2) 利息、配当、特別配当所得の徴収管理強化

- ① 配当に係る源泉徴収管理を重点強化することとし、また、企業の増資及び資本管理を強化し、未処分利益、積立金及び株式割増発行以外の資本準備金(資本準備金勘定で処理された受増益等)を資本組み入れて増資した場合は、「利息・配当・特別配当」項目の所得として規定に従い課税する。
- ② 財務諸表等の検査により借入利子の支払い状況を調査し、利子所得に対して関連規定に従い課税する。
- ③ 法人企業に計上されている投資者本人・親族その他の関連人員の個人消費支出や資金借入に対する管理を強化する。

##### (3) 労務報酬所得徴収管理と給与賃金所得の照合管理強化

各種労務報酬所得、特に比較的高額な項目(演芸、講演、コンサルティング、資産運用等)の管理を強化し、報酬の支払者である源泉徴収義務者が適切に源泉徴収義務を行うよう督促する。

##### (4) 外国籍個人が取得する所得に対する管理を強化する。

- ① 公安出入国管理部門と積極的に協力し、外国籍人の出入国日時と関連情報を把握する。
- ② 銀行及び外貨管理部門と積極的に協力し、対外支払いの税務証明管理を強化し、資金移転を把握する。
- ③ 各地域の国税局及び地方税務局は密接に協力し、外国籍個人の管理書類を確立し、外国から派遣される人員の報酬基準を把握し、中国国内源泉であるが国外で支払われる所得の管理を重点的に強化する。

今回の通知は社会問題化している中国国内の所得格差の是正が目的であることから、中国人の高額所得者を主なターゲットにしていると思われませんが、上記のとおり外国人の管理強化も述べられているため、中国現地法人へ出向している社員はもとより頻りに中国へ出張されている社員についても十分注意する必要があります。

関係する社員の中国における個人所得税に関して法令規定に基づき適切に処理されているか、一度検証されたほうが良いでしょう。

(完)